官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務三三）　一
〔その他告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産八四八～八五五）　二
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通三九八～四〇七）　三
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同四〇八～四一四）　四
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認を失効した件（同四一五、四一六）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（同四一七、四一八）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同四一九、四二〇）　六
○高速自動車国道に関する件（同四二一）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局七〇、七一）　六
○道路に関する件（中国地方整備局四九）　七
○道路に関する件（北海道開発局五六）　七
〔国会事項〕
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）　八
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八
指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（東京都公安委配二）　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
〔公　告〕
諸事項　三〇
官庁
第三者所有物の没収、財団関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○法務省令第三十三号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）第二十条第二項の規定に基づき、証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十九日　法務大臣　鈴木　馨祐

証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

証人等の被害についての給付に関する法律施行規則（昭和三十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休業給付を行わない期間） **第一条の七**　令第二十条第二項の法務省令で定める期間は、次に掲げる期間とする。 一　拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑を含む。）又は拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項（国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用する場合を含む。）の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間及び法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百八十七条第二項の規定により監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設に留置する場合における当該刑事施設を含む。）に留置されている期間 二　［略］	（休業給付を行わない期間） **第一条の七**　令第二十条第二項の法務省令で定める期間は、次に掲げる期間とする。 一　懲役、禁錮又は拘留の刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑を含む。）の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項（国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される場合を含む。）の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間及び法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百八十七条第二項の規定により監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設に留置する場合における当該刑事施設を含む。）に留置されている期間 二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下「整理法」という。）の施行前にした行為に係るこの省令による改正後の第一条の七第一号の規定の適用については、刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役又は旧刑法第十三条に規定する禁錮の刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号に定める共助刑を含む。）の執行のため刑事施設（整理法第十四条の規定による改正前の少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項（整理法第四百七十七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合及び整理法第五十三条の規定による改正前の国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用する場合を含む。）又は整理法第四百九十一条第七項の規定によりみなして適用される整理法第十四条の規定による改正後の少年法第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間はそれぞれ拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている期間と、旧刑法第十六条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている期間は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている期間とみなす。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

その他告示

○農林水産省告示第八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町岩字三浦九七八の二、九八八、一〇〇九、一〇一一の二、一〇一二から一〇一四まで、一〇一六、一〇一八、一〇二〇、一〇二一、一〇二二の一、一〇二三、一〇五三、一〇五五、一〇五七、一〇五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三浦一〇二一・一〇二二の一・一〇五三・一〇五七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町島木字日本国二二五五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日本国二二五五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字大川内字村前二六三の二、字村上平一二四一の八一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字村前二六三の二・字村上平一二四一の八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町緑川字荒谷二〇九九の六、二一三八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒谷二〇九九の六・二一三八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町下名連石字坪ノ内七〇四、七〇九の一、七一〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字坪ノ内七〇四・七〇九の一・七一〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県宇城市松橋町内田字七田八七九・八八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八四〇の一五、八八二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字七田八四〇の一五・八八二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字花岡字城戸口五六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字城戸口五六八（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月二十九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字槻木字シヲリ六五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字シヲリ六五一（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百九十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年九月二十四日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5772号	ＴＫ―400ＲＳ型小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び固形浮力体併用式以外のもの）	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号

○国土交通省告示第三百九十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十月七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5773号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）B―Life jac―XH 01	株式会社ＱＵＥＥＮ	大阪府堺市北区百舌鳥梅町１丁16―４―１ラレックス城ノ山１号

○国土交通省告示第四百号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年八月二十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5779号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び固形浮力体併用式以外のもの）ＲＷ24ＫＡ	株式会社エリートグリップ	大阪府東大阪市高井田本通７丁目１―14

○国土交通省告示第四百一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年四月三十日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5823号	自動離脱装置（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置用の交換部品）	HRU―86218 kitw／H20	ＪＯＴＲＯＮ　Ａ　Ｓ	Ringdalskogen 8, 3270 Larvik, Kingdom of Norway

○国土交通省告示第四百一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十月三十日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－808号	防火戸（Ａ０級）	ＭＳ－Ａ０－９	株式会社西日本メタル工業	長崎県長崎市田中町416番地
第Ｆ－809号	防火戸（Ｂ０級）	ＭＳ－Ｂ０－８	〃	〃

○国土交通省告示第四百二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十一月十三日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－807号	表面仕上材（難燃性上張り材）	3M™ダイノックフィルム™	スリーエムジャパンプロダクツ株式会社	東京都品川区北品川６－７－29

○国土交通省告示第四百四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十一月二十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－816号	防火窓（Ａ０級）	ＫＫＳ－Ａ０－13	株式会社高工社	大阪府東大阪市西岩田４丁目１番32号

○国土交通省告示第四百五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十一月二十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－817号	仕切り隔壁（Ａ０級）	ＮＴ－Ｗ25Ｙ	長崎船舶装備株式会社	長崎県長崎市西琴平町１番５号
第Ｆ－818号	仕切り隔壁（Ｂ15級）	ＮＴ－Ｗ50ＳＹ	〃	〃
第Ｆ－819号	連続Ｂ級天井張り（Ｂ０級）	ＮＴ－Ｃ25Ｙ	〃	〃
第Ｓ－159号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Ｒｗ＝30ｄＢ）	ＮＴ－Ｗ25Ｙ	〃	〃
第Ｓ－160号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Ｒｗ＝39ｄＢ）	ＮＴ－Ｗ50ＳＹ	〃	〃

○国土交通省告示第四百六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和六年十二月二十六日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－815号	火災の危険の少ない家具及び備品（寝具類）	ＡＤ24001	シモンズ株式会社	東京都港区芝４丁目１番23号　三田ＮＮビル24階

○国土交通省告示第四百七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年三月二十一日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－820号	仕切り隔壁（Ｂ０級）	Ｗ－358Ｐ	BIP Industries Co., Ltd.	1817, Jungang-daero, Geumjeong-gu, Busan, Republic of Korea
第Ｆ－821号	連続Ｂ級天井張り（Ｂ０級）	Ｃ－358	〃	〃
第Ｓ－161号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Ｒｗ＝51ｄＢ）	Ｗ－358ＰＤ	〃	〃

○国土交通省告示第四百八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和六年八月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5083号	電子海図情報表示装置	ＦＭＤ－3200	古野電気株式会社	表示器の追加
第5084号	〃	ＦＭＤ－3300	〃	〃

○国土交通省告示第四百九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和六年十月三十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5360号	持運び式双方向無線電話装置	ＨＴ649	ＥＮＴＥＬ　ＨＫ　ＰＨＩＬＩＰＰＩＮＥＳ	付属一次電池の未使用を示すシールの変更

○国土交通省告示第四百十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和六年十二月二十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5656号	船外機（小型船舶用）（操舵機能が内蔵されているもの）	６ＫＡ	ヤマハ発動機株式会社	ドッグクラッチの形状変更
第5657号	〃	６ＫＢ	〃	〃
第5658号	〃	６ＫＤ	〃	〃
第5659号	〃	６ＫＥ	〃	〃
第5660号	船外機（小型船舶用）	６ＫＦ	〃	〃
第5661号	〃	６ＫＧ	〃	〃
第5662号	〃	６ＫＨ	〃	〃
第5663号	〃	６ＫＪ	〃	〃
第5664号	〃	６ＫＫ	〃	〃
第5665号	〃	６ＫＬ	〃	〃

○国土交通省告示第四百十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年二月六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5567号	船外機（小型船舶用）	ＢＢＮＪ	本田技研工業株式会社	諸元及び外観等仕様の変更
第5568号	〃	ＢＢＰＪ	〃	〃
第5569号	〃	ＢＢＲＪ	〃	〃

○国土交通省告示第四百十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年二月七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4934号	レーダー・トランスポンダー	Tron SART20	ＪＯＴＲＯＮ　ＡＳ	型式承認試験基準の改正に伴う対応

○国土交通省告示第四百十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年三月二十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第3463号	持運び式双方向無線電話装置	ＪＨＳ－７型	日本無線株式会社	型式承認試験基準の改正に伴う対応

○国土交通省告示第四百十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年三月三十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5355号	レーダー・トランスポンダー	ＴＢＲ－610	三菱電機ディフェンス&スペースエンクノロジーズ株式会社	型式承認試験基準の改正に伴う対応

○国土交通省告示第四百十五号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、令和六年十一月一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5324号	船外機（小型船舶用）	ＢＡＡＣ	Honda Power Products (Fuzhou) Co., Ltd.	No. 7, Houyu Road, Jinan District, Fuzhou, Fujian, People's Republic of China
第5448号	〃	ＢＡＥＣ	〃	〃
第5449号	〃	ＢＡＤＣ	〃	〃

○国土交通省告示第四百十六号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、令和七年一月一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5306号	船外機（小型船舶用）	６ＥＤ	Thai Yamaha Motor Co., Ltd.	No. 64, Mul, Debaratana Road, Sisa Chorakhe Yai Sub-district, Bang Sao Thong District, Samut Prakan Province 10570, Kingdom of Thailand
第5307号	〃	６ＥＥ	〃	〃
第5342号	〃	６ＥＦ	〃	〃

○国土交通省告示第四百十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、令和七年三月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日　国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ－657号	油吸着材（マット状のもの）	油レンジャー（Ｓ－60）	日本包材株式会社	東京都品川区旗の台２丁目４番２号

○国土交通省告示第四百十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年二月十九日付けをもって次のように型式承認したので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第M－314号	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	ＺＶＳ	富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田１番１号

○国土交通省告示第四百十九号

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、令和七年二月十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容	
第M－301号	硫黄酸化物放出低減装置に備える運続確認装置	ＺＱＳＳＭＥ01	富士電機株式会社	型式承認試験基準の改正に伴う対応

○国土交通省告示第四百二十号

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、令和六年八月十四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	型式の名称	変更の内容		
第M－296号	ふん尿等浄化装置	ACO MF	Clarimaro.	ACO Marine s. r. o.	のぞき窓の有無及び材質が異なる仕様の追加

○国土交通省告示第四百二十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十九日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

(二)　供用開始の区間　滝川市江部乙町二三〇五番三から同市江部乙町二三五三

(三)　供用開始の期日　令和七年五月三十日〇時

○近畿地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
五條市二見一丁目七三七番一から同市二見二丁目二四五番四まで	前	一六・七〇～一七・六八メートル	〇・一四六キロメートル
	後	一六・七〇～二三・二九メートル	〇・一四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	五條市二見一丁目七六九番一から同市二見二丁目二四〇番一まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月二十九日

○中国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡北栄町松神字高浜一二〇五番三一から同町西園字北浜一七三三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月二十九日

○北海道開発局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
北海道斜里郡斜里町字朱円東二〇番一から同町字朱円東五一番四まで	前	ＢＡ	一四・五五～二三・五三メートル	一・五三六キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ	一四・五五～三一・七四メートル	一・五二〇キロメートル	
			一三・三五～二三・五三メートル	二・三六五キロメートル	
			一四・五五～三一・七四メートル	二・三五四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

国会事項

衆議院

議案提出
五月二十七日議員から提出した議案は次のとおりである。
国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案（森山裕外二十一名提出）
又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。
令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）

要求書受領
五月二十七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案
森山裕外二十一名

議案送付
五月二十七日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案
又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案

決議送付
五月二十七日額賀議長から石破内閣総理大臣宛、次の決議を送付した。
国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議

質問書提出
五月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
米国からの頭脳流出に関する質問主意書（櫻井周提出）
経済財政運営に関する質問主意書（櫻井周提出）
スルガ銀行の不正融資問題に係る被害者救済と行政対応に関する質問主意書（櫻井周提出）

答弁書受領
五月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員杉村慎治提出ミミズ堆肥の農業利用および環境負荷軽減に関する質問に対する答弁書
衆議院議員杉村慎治提出水田の持続可能性及び陸稲の活用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員杉村慎治提出学校における色覚の一斉検査に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫛渕万里提出国民健康保険料に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領
五月二十七日内閣から次の報告書及び文書を受領した。
水循環基本法第十二条の規定に基づく「令和六年度水循環施策」に関する報告
首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく「令和六年度首都圏整備に関する年次報告」
土地基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和六年度土地に関する動向」に関する報告
土地基本法第十一条第二項の規定に基づく「令和七年度土地に関する基本的施策」についての文書
観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「令和六年度観光の状況」に関する報告
観光立国推進基本法第八条第二項の規定に基づく「令和七年度観光施策」についての文書
交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和六年度交通の動向」に関する報告
交通政策基本法第十四条第二項の規定に基づく「令和七年度交通施策」についての文書

参議院

議事日程
五月二十八日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第二十三号
令和七年五月二十八日（水曜日）
午前十時開議
第一　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会内閣提出、第二百十七回国会衆議院送付）
第四　令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会内閣提出、第二百十七回国会衆議院送付）
第五　令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会内閣提出、第二百十七回国会衆議院送付）
第六　令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第二百十六回国会内閣提出、第二百十七回国会衆議院送付）
第七　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第八　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出
五月二十七日議員から次の議案が提出された。
国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案（山本順三外十六名発議）
また、同日衆議院から次の議案が提出された。
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（衆第三三号）
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（衆第三四号）

要求書提出
五月二十七日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。
国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案（山本順三外十六名発議）

議案受領
五月二十七日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（閣法第四九号）

議案受領（予備審査）
五月二十七日内閣から次の議案が送付された。
令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

議案付託
五月二十七日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第一八号）
災害対策特別委員会に付託

議案送付（予備審査）
五月二十七日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
児童の朝の居場所の確保を図るための措置等に関する法律案（高木真理外二名発議）

答弁書受領
五月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員浜田聡提出元中国大使が中国の法律事務所の特別顧問である可能性に関する質問に対する答弁書（第一九号）
参議院議員吉良よし子提出伊豆・小笠原諸島の医療・介護や物価高騰対策に関する質問に対する答弁書（第一二〇号）

報告書提出
五月二十七日委員長から次の報告書を提出した。
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二八号）審査報告書
人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（閣法第二九号）審査報告書

報告書及び文書受領
五月二十七日内閣から、水循環基本法第十二条の規定に基づく「令和六年度水循環施策」に関する報告を受領した。
また、同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく「令和六年度首都圏整備に関する年次報告」を受領した。
また、同日内閣から、土地基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和六年度土地に関する動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度土地に関する基本的施策」についての文書を受領した。
また、同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「令和六年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度観光施策」についての文書を受領した。
また、同日内閣から、交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和六年度交通の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度交通施策」についての文書を受領した。

叙位・叙勲

○叙位
（鈴鹿工業高等専門学校名誉教授）
正四位に叙する
勝山　正嗣
従五位に叙する（各通）
漆畑　和司　冨永　忠士　中山　博司
飯嶋　敏雄　鈴木　初彦　三浦　原敏
水野　幹夫　和田　正雄
正六位に叙する（各通）

勝田　正巳　猿渡　清昭　高橋　製司
田中　進　土屋　久　寺下　壽嗣
中原　康雄　**廣**田　守利　山口　高臣
従六位に叙する（各通）
山口　忠芳　増田　広
正七位に叙する（以上四月十七日）
岩倉　博文　戸井　一喜
正五位に叙する（各通）
植村　敏秀　木戸　勇　鈴木　驍
従五位に叙する（各通）
桐原　雅夫　沢田　政義　照屋　秀信
冨田　蠡　山本　節三
正六位に叙する（各通）
飯嶋　雅夫　石井　道夫　卯木　郁朗
榊　眞一郎　柴原　裕　鈴木　泰男
田畑　省三　七海　忠博
（福島県警部補）
西川　利之　橋本　敏春　吉田　春彦
従六位に叙する（各通）（以上四月十八日）
（金沢大学名誉教授）　松本　克巳
正四位に叙する
杉山　一郎
正五位に叙する
相澤　武　佐藤　嘉明　宮崎　欽司
従五位に叙する（各通）
石村　正彦　植村　諒　清水　玲子
堀内直次郎　松原　新一　村山　次雄
正六位に叙する（各通）
大平　恵一　岡田　久樹　小栗　洋介
加茂　諸一　菊池　勝義　中井　吉郎
森田才二郎　吉成　栄一
従六位に叙する（各通）
（北海道警視）　中野　徳明
正七位に叙する（各通）（以上四月十九日）
八柳　和夫　岩崎　貴郎
従五位に叙する
檜尾　政喜　梶井　貢　榊原　光弘
正六位に叙する（各通）
佐藤　登　谷口　三祥　日高　國治
日高　貢　細山田國男　宮本岩太郎
村上　宏司　渡邊　春夫
従六位に叙する（各通）

淺野　禎夫　淺野三樹男
中村　至孝　新妻　八郎
正七位に叙する（各通）（以上四月二十日）
岩井　國臣
正四位に叙する
従五位に叙する
大福　洋雄
正六位に叙する（以上四月二十一日）
原田　岸雄
従五位に叙する
宮本眞津夫
正七位に叙する
皆川　浩平
従七位に叙する（以上四月二十二日）
鬼頭　勇次
磯貝賢次郎
正六位に叙する（四月二十三日）
○叙勲
中山　博司
旭日小綬章を授ける
畑山　傳一
旭日単光章を授ける（以上四月十七日）
岩倉　博文
旭日小綬章を授ける
大塚　桂三
旭日単光章を授ける（以上四月十八日）
千海　啓市
旭日単光章を授ける（四月二十日）
田中　進　土屋　久　寺下　壽嗣
廣田　守利　水野　幹夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
梅津　安弘　林　茂夫　山口　高臣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十七日）
鈴木　泰男　田畑　省三　山本　節三
瑞宝双光章を授ける（各通）
石井　道夫
七海　忠博
（福島県警部補）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十八日）
相澤　武　石村　正彦　大平　恵一
菊池　勝義　清水　玲子　中井　吉郎
村山　次雄　吉成　栄一
瑞宝双光章を授ける（各通）

（北海道警視）　岩崎　貴郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十九日）
小野　紀悦
檜尾　政喜　梶井　貢
佐藤　登　渡邊　春夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
淺野　禎夫　塚水　秀章　中神　誠一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十日）
大福　洋雄
瑞宝双光章を授ける（四月二十一日）
鬼頭　勇次
瑞宝単光章を授ける（四月二十二日）
磯貝賢次郎
瑞宝双光章を授ける（四月二十三日）
白川　庄治
瑞宝単光章を授ける（四月二十七日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、埼玉県において開催された第七十五回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月二十四日午前九時五十分御出門、同県へ行幸、同月二十五日午後六時三十二分還幸になった。

なお、皇后陛下の行啓は、取りやめとなった。

御祝電

天皇陛下は、アゼルバイジャンの独立記念日につき、五月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エチオピアの国祭日につき、五月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

埼玉県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

令和七年五月二十九日

気象庁長官　野村　竜一

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
荒川水系	入間川（入間川中流部）	左岸 狭山市広瀬一丁目一八地先 右岸 狭山市鵜ノ木（広瀬橋上流端）	左岸 川越市的場一一二七地先（入間川橋上流端） 右岸 川越市池辺一九六九地先（入間川橋上流端）	新富士見橋水位観測所	熊谷地方気象台 埼玉県県土整備部河川砂防課

二　開始期日　令和七年五月二十九日十三時

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十九日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十四号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
五條市二見一丁目七三七番一から同市二見二丁目二四五番四まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十九日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

公告

諸事項

工場財団

愛知県田原市白浜二号４番８**田原バイオマス発電所合同会社**の工場財団に愛知県田原市白浜二号４番８田原バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和７年５月29日　名古屋法務局豊橋支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.skyelectric.com/

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十九日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号
りそな九段ビル五階ＫＳフロア
（甲）Sky Electric Japan株式会社
代表取締役　アジズ・アッシャー

神奈川県横須賀市上町二丁目一七番地
メゾン藤屋五〇二
（乙）株式会社ＨＡＲＵエネジー
代表取締役　マックルアー青美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の美容院部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十三日
掲載頁　三十四頁（号外第一一四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十三日
掲載頁　三十四頁（号外第一一四号）

令和七年五月二十九日

埼玉県入間市牛沢町一番六号
（甲）株式会社大建
代表取締役　大畑　武

埼玉県入間市牛沢町一番六号
（乙）大畑工務店株式会社
代表取締役　大畑　武

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の家工房事業以外の事業に関して有する一切の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月三日

掲載頁　八十九頁（号外第二十一号）

令和七年五月二十九日

東京都中央区日本橋本石町三丁目一番二号

ＦＯＲＥＣＡＳＴ新常盤橋一一Ｆ

（甲）株式会社ヒトスケ

代表取締役　小比田隆太

東京都中央区日本橋本石町三丁目一番二号

ＦＯＲＥＣＡＳＴ新常盤橋一一Ｆ

（乙）株式会社ＨＩＴＯＳＵＫＥ

代表取締役　小比田隆太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在北海道滝川市本町五丁目一番二七号　屋号ビッグドン）経営事業に関する権利義務及び資産を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十八日

掲載頁　三〇〇頁（号外第一五七号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十九日

京都市上京区出町今出川上る青龍町二三一番地

（甲）株式会社マルハン

代表取締役　韓　俊

札幌市中央区南二条西二十三丁目一番一一号

（乙）有限会社北星商事企画

代表取締役　朴　祥哲

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社エムセック（乙、住所広島県三原市城町一丁目一二番五号）のホテル事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　山陰中央新報

掲載の日付　令和六年六月二十九日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十九日

掲載頁　七十二頁（号外第一〇九号）

令和七年五月二十九日

島根県松江市向島町一四〇番地一

山陰中央テレビジョン放送株式会社

代表取締役　田部長右衛門

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｔａｓｔｅ　ａｎｄ　Ｌｏｇｉｃ（住所東京都練馬区関町南一丁目七番九号）に対して当社のＥＣサイト、経営コンサルティング、各種マーケティングリサーチ、並びに飲食店及び喫茶店の経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年五月二十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/870447

令和七年五月二十九日

東京都練馬区関町南一丁目七番九号ウェリス上石神井一〇三

株式会社Ｔａｓｔｅ　ａｎｄ　Ｌｏｇｉｃ

代表取締役　原賀　健史

組織変更公告

当組合は、令和七年五月二十八日開催の総会において、協同組合の組織を変更して株式会社山形木造住宅プレカットシステムとすることを決議しました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十九日

山形市表蔵王六二番地の一

協同組合山形木造住宅プレカットシステム

代表理事　安部　政昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十九日

群馬県前橋市粕川町深津一六一四番地一六

合同会社ｎａｍｈｏｕｓｅ

代表社員　池田　歩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十九日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町三丁目二三番地三

合同会社アセットライフ

代表社員　篠宮　武

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十九日

千葉市若葉区高品町八九九番地一高品ハイツ一棟九一二号　ライフプラン合同会社

代表社員　生田　恒久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十九日

東京都渋谷区渋谷三丁目二―四帝都青山第二ビルＫＥＩＳＥＩＢＩＺｃｏｎｆｏｒｔ渋谷南

合同会社ｄｏｔ　ＵＰ

代表社員　恒川　陸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十九日

東京都渋谷区渋谷三丁目九番一〇号

合同会社ｒｉｏｈ

代表社員　堀　直之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十九日

静岡県浜松市中央区新橋町一四五九番地の一

合資会社藤道織布工場

代表社員　藤田　淑子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十九日

奈良県北葛城郡広陵町疋相一九七―一

合同会社杉野商店

代表社員　島田　友香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十九日

広島市東区矢賀新町二丁目四番一四―一三一一号

ＭＡＲＩＧＯＬＤ合同会社

代表社員　金子　昌年

効力発生日変更公告

当社は、令和七年五月三十日予定の組織変更の効力発生日を令和七年九月三十日に変更いたしましたので公告します。

令和七年五月二十九日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＯＰＩ・２０合同会社

代表社員　ＯＰＩ・１９株式会社

職務執行者　三宅　誠一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十九日

東京都目黒区下目黒二丁目一三番一〇号

株式会社メディパスホールディングス

代表取締役　小田　弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　三十七頁（号外第一一四号）

令和七年五月二十九日

東京都千代田区六番町一五番二号

再生堂バイオテック株式会社

代表取締役　呉　響

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十万円減少し四百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十九日

三重県桑名市大字和泉四一七番地三

合同会社桑員電気引込工事センター

代表社員　東新電機工業株式会社

職務執行者　黒田　幹司

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額について、金二億五千七百七十七万七千三百円を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十二日

掲載頁　六十八頁（号外第一一二号）

令和七年五月二十九日

東京都世田谷区下馬六丁目二九番三号

株式会社東光園Ｋ・Ｓ・Ｈホールディングス

代表取締役　田丸　敬三

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換を行うことにより資本準備金の額が増加することを条件に、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十九日

静岡県三島市三ツ谷新田二九四番地

アオイホールディングス株式会社

代表取締役　石渡　秀徳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億五千五百万円、資本準備金の額を十九億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十九日

東京都渋谷区円山町三番六号

株式会社ＬＥＲＺ

代表取締役　岡本　真哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億六千四百八十五万七千三百十二円、資本準備金の額を十五億八千五百二十三万三千二百五十八円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年五月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年五月二十九日

東京都目黒区中目黒五丁目二五番二号

ベースフード株式会社

代表取締役　橋本　舜

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十九日

東京都墨田区横川五丁目三番一〇号

株式会社ムラカミ

代表取締役　安達　大作

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二十九日

広島市南区大州三丁目一番四二号

テンパール工業株式会社

代表取締役　佐久間由峰

取消公告

令和七年五月二十三日（号外第一一四号）掲載の準備金の額の減少公告及び貸借対照表の要旨（枠組）は取消します。

令和七年五月二十九日

大阪市淀川区塚本一丁目一五番二七号

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

代表取締役　小野　有理

取消公告

令和七年五月二十三日（号外第一一四号）掲載の株式交付公告及び決算公告（枠組）中、株式交付公告のみ取消します。

令和七年五月二十九日

神戸市中央区海岸通五番地

株式会社デジタルキューブ

代表取締役　小賀　浩通

訂正公告

令和六年九月三十日（号外第二二八号）掲載の第二十二期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）「1,403,540」とあるは「411,952」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月二十九日

東京都港区赤坂四―二―六

株式会社ボールド

代表取締役　澤田　敏

取消公告

令和七年四月二十四日（号外第九十二号）掲載の第三十九期決算公告（枠組）は取消します。

令和七年五月二十九日

東京都港区新橋一丁目一〇番六号新橋Ｍ―ＳＱＵＡＲＥ七階

ＧＮオーディオジャパン株式会社

代表取締役　安藤　靖

正誤

ページ	段	行	誤	正
一七	二		第３号及び	第３号又は
			令和七年四月十四日（号外第八十四号）公布財務省令第四十三号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）（印刷誤り）	
四一		六	2027	2027
			令和七年四月十四日（号外第八十四号）公布財務省令第四十六号（防衛特別法人税に関する省令等の一部を改正する省令）（原稿誤り）	
五三		一（終りから）	記載	書の記載
			令和七年五月一日官庁報告欄法務省告示配第十三号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）	
八一		七～八	ヴォロンツォフ・ソフィア・アレクサンドロフナ	ヴォロンツォフ・ソフィア・アレクサンドロフナ